令和７年度　償却資産（固定資産税）申告の手引き

妙高市観光 PR キャラクター「ミョーコーさん」

申告期限は令和７年１月３１日（金）です。

●令和７年１月１日現在、以下に該当する方が申告の対象者となります。

① 妙高市内で事業を営み、事業用の償却資産を所有している方

② 妙高市内で事業を営む事業者に償却資産を賃貸している方

③ 妙高市内で事業を営んでいるが償却資産を所有していない方

④ 妙高市内で事業を営んでいたが、前年中に転出や統廃合があった方　等

●申告書の控えを希望する場合は、必ず「控用の申告書」の提出をお願いします。郵送での返信を希望の場合は、返信先を明記し切手を貼付した封筒を同封してください。

【目次】

Ⅰ　申告方法と提出書類について　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１　～　２ ページ
Ⅱ　償却資産のあらまし　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３　～　７ ページ
Ⅲ　評価額の計算方法から納税まで　・・・・・・・・・・・・・・・　８ ページ
Ⅳ　償却資産申告書・種類別明細書の記入例　・・・・・・・・・・・　９　～　10 ページ
　　電子申告のご案内　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11 ページ

妙高市
Myoko City

Ⅰ　申告方法と提出書類について

１．申告対象者

（１）毎年１月１日現在に土地及び家屋以外の事業用の償却資産（妙高市内の事業者にリースしている資産も含みます）を所有している法人又は個人事業主の方

（２）償却資産は所有していないが妙高市内で事業を営んでいる法人又は個人事業主の方

（３）前年中に転出や統廃合のあった法人又は個人事業主の方

２．提出書類と提出方法

提出書類	・償却資産申告書（控えが必要な場合は返信用封筒とともに２部提出） ・種類別明細書 ・個人番号の確認できるものの写し（個人事業主の方が郵送する場合）
注 意 点	●初めて申告される方 ・令和７年１月１日現在、妙高市内に所有している償却資産を全て申告してください。また、償却資産をお持ちでない方は、申告書備考欄の「該当資産なし」を〇で囲んでください。 ●前年度に申告されている方（一般方式） ・前年度の申告から増加のあった資産を種類別明細書に加筆し、また、減少した資産を取消し線で減じたうえで申告書に内訳を記載してください。 ・資産の異動がない方は、申告書備考欄の「昨年の申告資産に増減なし」を〇で囲んでください。 ●転出や統廃合等をされた方 ・申告書備考欄にその旨を記載してください。 ●電算システム・電子申告（ｅＬＴＡＸ）で申告される方（電算処理方式） ・令和７年１月１日現在、妙高市内に所有している償却資産を全て申告してください。また、前年度に電算処理方式で申告いただいた場合、妙高市では個々の資産を登録していないため、種類別明細書を送付していません。

３．提出期限

令和７年１月３１日（金）

※正当な事由なく申告をしなかった場合には、地方税法第３８６条及び妙高市市税条例第６３条の規定により過料を科せられることがあります。また、虚偽の申告をした場合には、地方税法第３８５条の規定により、罰金刑等を科せられることがあります。

４．提出先

妙高市役所市民税務課・妙高高原支所・妙高支所の窓口又は郵送、ｅＬＴＡＸ

※郵送の場合は下記までお送りください。また、受付した申告書の控えが必要な場合は、控用の申告書と切手を貼付した返信用封筒の同封をお願いします。

〒９４４－８６８６

新潟県妙高市栄町５番１号

妙高市役所　市民税務課　課税グループ　償却資産担当　宛

５．個人番号（マイナンバー）・法人番号の記載について

提出する申告書には、個人の方は１２桁の個人番号（マイナンバー）を、法人にあっては１３桁の法人番号を記載してください。本人確認を実施しますので、以下の本人確認資料の添付又は提示をお願いします。ただし、法人番号を記載した申告書を提出いただく場合は、本人確認資料は不要です。

個人番号の記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受け付けます。また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合も、個人番号が記載されていない申告書として受け付けます。

【本人が直接提出・郵送する場合】

	個人番号カードを 持っている場合	個人番号カードを 持っていない場合
番号確認	個人番号カード(裏面)	通知カード又は個人番号が記載された住民票の写し
身元確認	個人番号カード(表面)	運転免許証又は旅券等

※郵送で提出する場合は、それぞれの写しを添付してください。

【税理士等の代理人が提出する場合】

	書類の例
代理権の確認	税務代理権限証書・委任状等
代理人の身元確認	代理人の個人番号カード(表面)又は代理人の運転免許証
本人の番号確認	本人の個人番号カード(裏面)の写し又は本人の通知カードの写し

６．調査等の協力のお願い

妙高市では、固定資産税の適正かつ公平な課税を行うため、地方税法第３５３条、第３５４条の２及び第４０８条の規定に基づき、税務署調査を行っています。

調査の際は固定資産台帳の写しなどの資料を提供いただくことがありますのでご協力をお願いします。また、調査によって申告内容の修正があった場合には、最大過去５年度分（地方税法第１７条の５第５項）遡及し税額を更正いたします。

Ⅱ　償却資産のあらまし

１．償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業用の資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要経費に算入されるものをいいます。

法人や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方が、事業のために使用することができる構築物・機械・工具・器具・備品等が償却資産にあたり、土地・家屋と同じように固定資産税の課税対象となります。

償却資産の所有者は、１月１日（賦課期日）現在における所有状況を毎年１月３１日までに、資産の所在地の市町村長に申告する義務があります。（地方税法第３８３条）

２．申告の対象となる資産

令和７年１月１日現在において事業の用に供することができる資産

（１）資産種類ごとの主な償却資産

資産の種類		主な償却資産の内容
第１種	構築物	駐車場の舗装、門、塀、緑化施設、屋外排水溝、広告塔　等
	建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、賃借人による内装・内部造作　等
第２種	機械及び装置	金属・印刷・縫製等の製造加工機械、土木建設機械（パワーショベルやブルドーザー）、太陽光発電設備（屋根材一体型を除く）　等
第３種	船舶	遊覧船、ボート、はしけ　等
第４種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー　等
第５種	車両及び運搬具 ※各自動車税種別割の課税客体（自動車及び軽自動車、原動機付自転車等）対象外	鉄道車両、大型特殊自動車 （分類番号が０、００から０９及び０００から０９９」「９、９０から９９及び９００から９９９」の車両）　等 ○特殊自動車 ・車両の長さが　　４．７０ｍを超えるもの ・車両の幅が　　１．７０ｍを超えるもの ・車両の高さが　　２．８０ｍを超えるもの ・最高速度が毎時　１５ｋｍより速いもの ○農耕作業用自動車 ・最高速度が毎時　３５ｋｍより速いもの ○ポールトレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊構造の自動車
第６種	工具、器具及び備品	事務机、応接セット、テレビ、パソコン、プリンター、ルームエアコン、レジスター、陳列棚、冷蔵庫、室内装飾品、自動販売機　等

（２）業種別の主な償却資産

業　種	主な償却資産の内容
農　　業	ビニールハウス、揚水ポンプ、動力草刈機、育苗機、バインダー、ハーベスタ、乾燥機、籾摺機、精米機、歩行用田植機、歩行用トラクター、管理機　等 以下のものは軽自動車税の課税対象のため申告対象外です。 ・フォークリフトで、高さ２．８ｍ以下、長さ４．７ｍ以下、幅１．７ｍ以下、最高時速１５ｋｍ以下のもの ・乗用の農業機械（トラクター、田植機等）で、最高時速が３５ｋｍ未満のもの
製　造　業	旋盤、ボール盤、プレス機、洗浄給水設備、溶接機、貯水設備　等
建　設　業	ブルドーザー、大型特殊自動車、発電機、コンクリートカッター　等
小　売　業	商品陳列ケース、陳列棚、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫　等
飲　食　業	イス・テーブル、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、室内装飾品、店舗内装（テナントの場合）　等
理・美容業	理・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌器、サインポール、テレビ　等
ホテル・旅館業	放送設備、厨房設備、カーテン、ベッド、冷蔵庫、ボイラー　等
医（歯）業	ベッド、手術台、レントゲン装置、歯科診療ユニット、ファイバースコープ、保育器、待合室用椅子　等
不動産貸付業	アスファルト舗装、車止め、消雪(融雪)設備、側溝、緑化施設、門、塀、フェンス、外灯、自転車置き場、ゴミ置き場　等
自動車整備業 ガソリン販売業	旋盤、プレス、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、タイヤチェンジャー、溶接機、ガソリン計量器、地下タンク、独立キャノピー　等

※ 次に掲げる資産も申告が必要になりますので、ご注意ください。

① 決算以後に取得された固定資産で未だに計上されていない資産
② 耐用年数を経過しても使用している減価償却済資産
③ 整備され、いつでも稼働できる状態にある遊休資産や未稼働資産
④ 改良費のうち、資本的支出として資産計上した資産
⑤ 会社の帳簿に記載されていないが事業用として使用している簿外資産
⑥ 租税特別措置法の規定を適用し、損金算入または特別（即時）償却をしている資産
⑦ 福利厚生の用に供する資産

３．申告の対象とならない資産

① 自動車税又は軽自動車税の課税対象となる資産
② 無形減価償却資産（ソフトウェア・鉱業権・漁業権・特許権等）
③ 牛、馬、果樹その他生物（ただし観賞用、興行用は除く）
④ 棚卸資産（商品や貯蔵品）
⑤ 書画・骨董品などで減価償却していない非償却資産
⑥ 以下の少額資産

i. 使用可能期間が１年未満である資産又は取得価額１０万円未満の資産のうち、一時に損金若しくは必要経費に算入した資産

ii. 取得価額が２０万円未満で、税務会計上３年間で一括償却している資産

iii. 平成２０年４月１日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第６４条の２第１項又は所得税法第６７条の２第１項に規定するリース資産で取得価額が２０万円未満の資産

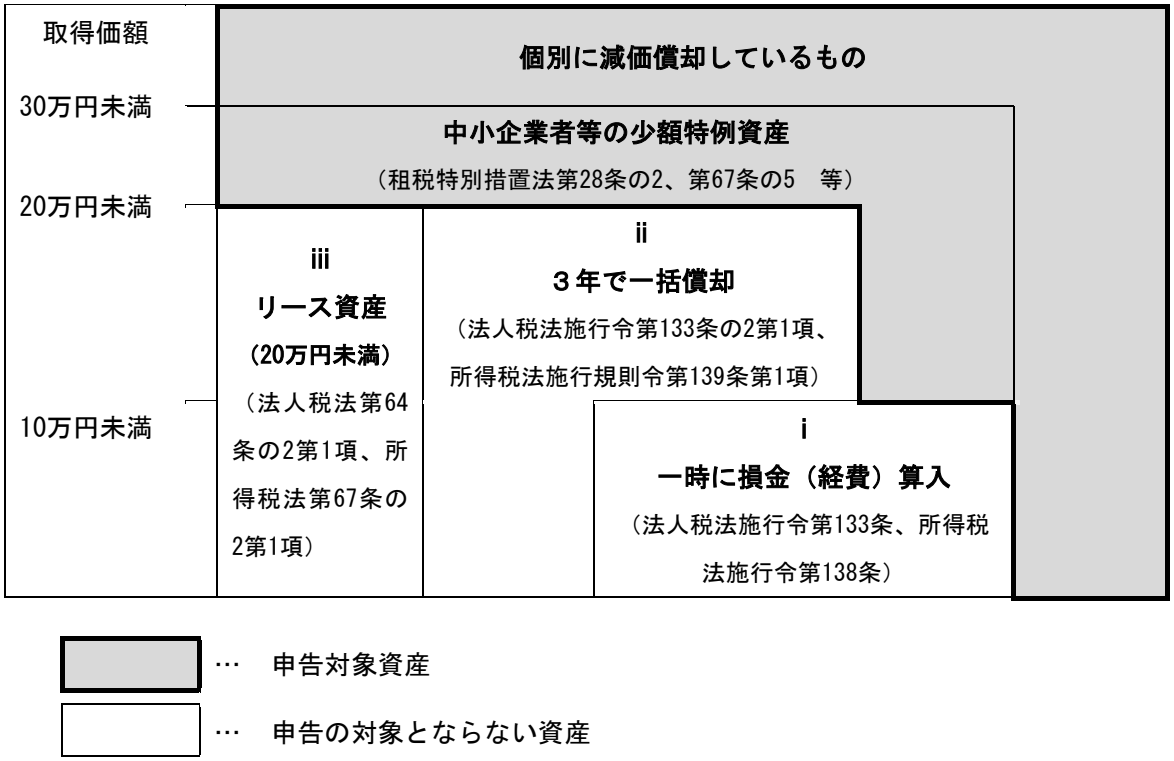

… 申告対象資産

… 申告の対象とならない資産

４．家屋と償却資産の区分について

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

家屋と設備等の所有者が同じ場合、独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取扱います。（受変電設備、天井埋め込み型ではないルームエアコン、ＰＯＳシステム等）

家屋の附帯設備のうち、家屋の所有者以外の者（テナント入居者等）がその事業の用に供するために取り付けたものについては上記の区分に関わらず、その資産の所有者であるテナント入居者等に申告義務がありますのでご注意ください。

５．土地と償却資産の区分について

埋立て、地盛りその他土地の造成又は改良のために要した費用の額は、税務会計上、その土地の取得価格に算入するものとされていますが、その規模、構造等から見て土地と区分して構築物とすることが適当と認められるものの費用の額は、土地の取得価格に算入せず構築物の取得価格とすることができます。償却資産となるかの判断は法人税・所得税の税務処理と合わせて取扱います。砂利道、緑化施設、庭園等も償却資産として扱います。

６．国税の取扱いとの違い

償却資産は、国税（法人税・所得税）と取扱いが異なる点がありますので、ご注意ください。

税目 / 項目	固定資産税（償却資産）	国税（法人税・所得税）
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	定率法（固定資産税定率法） ※固定資産評価基準別表第15に定められた減価率（旧定率法に用いる減価率と同様）	定額法、定率法等から選択 （建物は定額法）
前年中の新規取得資産	半年償却（１／２） ※初年度のみ減価率を1/2とする	月割償却
評価額の最低限度	取得価額の１００分の５	備忘価額（１円） 即時償却の場合は０円
圧縮記帳	認められません	認められます
特別償却･割増償却	認められません	認められます
増加償却	認められます	認められます
少額の減価償却資産	損金算入したものは課税対象外	損金算入が可能
一括償却資産	損金算入したものは課税対象外	３年間で一括償却が可能
中小企業者等の少額資産の損金算入の特例	課税対象になります	損金算入が可能

７．非課税となる資産

地方税法第３４８条及び同法附則第１４条に規定する一定の要件を満たす資産は、固定資産税が課税されません。（公共の用に供するもの等）

８．減免となる資産

天災、その他災害により著しく価値を減じたもの等、妙高市市税条例第５９条に規定する一定の要件を満たす資産は、固定資産税が減免されます。

９．課税標準の特例について

地方税法第３４９条の３、同法附則第１５条等に規定する一定の要件を満たす資産は、固定資産税が軽減されます。新たに特例を適用する場合は、資料の添付が必要です。

該当資産については、課税明細書の摘要欄に特例対象資産であることを示してください。

＜特例が適用される資産の一例＞

対象資産	地方税法	特例率
家庭的保育事業認可者が直接事業に用いる償却資産 ※児童福祉法第34条の15第２項	第349条の３第27項	$\frac{1}{2}$
事業所内保育事業認可者が直接事業に用いる償却資産 ※児童福祉法第34条の15第２項	第349条の３第29項	$\frac{1}{2}$
公共の危害防止 ごみ処理施設	附則第15条第２項２号	$\frac{1}{2}$
先端設備等（機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備） ※中小企業等経営強化法第五十三条第二項	附則第15条第45項	$\frac{1}{2}$ほか

※認定先端設備等導入計画については、当市の導入促進基本計画及び中小企業庁のホームページをご覧ください。

Ⅲ　評価額の計算方法から納税まで

１．評価額の計算方法

固定資産評価基準に基づいて、資産ごとに耐用年数に応じた減価残存率（下記４の表）により算出した評価額の合計額が償却資産の「課税標準額（決定価格）」となります。

【前年中に取得した資産】　取得価格　×　（１－減価率ｒ／２）＝　評価額
【前年前に取得した資産】　前年度の評価額　×　（１－減価率ｒ）＝　評価額
※毎年この方法で計算し、取得価格の５％まで減価します。

■減価率及び減価残存率表（固定資産税評価基準別表第 15 より　一部抜粋し加工）

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
	ｒ	１－ｒ／２	１－ｒ		ｒ	１－ｒ／２	１－ｒ
―	―	―	―	16	0.134	0.933	0.866
2	0.684	0.658	0.316	17	0.127	0.936	0.873
3	0.536	0.732	0.464	18	0.120	0.940	0.880
4	0.438	0.781	0.562	19	0.114	0.943	0.886
5	0.369	0.815	0.631	20	0.109	0.945	0.891
6	0.319	0.840	0.681	21	0.104	0.948	0.896
7	0.280	0.860	0.720	22	0.099	0.950	0.901
8	0.250	0.875	0.750	23	0.095	0.952	0.905
9	0.226	0.887	0.774	24	0.092	0.954	0.908
10	0.206	0.897	0.794	25	0.088	0.956	0.912
11	0.189	0.905	0.811	26	0.085	0.957	0.915
12	0.175	0.912	0.825	27	0.082	0.959	0.918
13	0.162	0.919	0.838	28	0.079	0.960	0.921
14	0.152	0.924	0.848	29	0.076	0.962	0.924
15	0.142	0.929	0.858	30	0.074	0.963	0.926

２．税額の計算方法

固定資産税額は土地・家屋・償却資産の課税標準額を合算した値（千円未満切捨）に税率（１．４％）を乗じて百円単位まで計算します。（すべての償却資産を合算した課税標準額が１５０万円（免税点）未満の場合、償却資産に対する固定資産税は課税されません。）

課税標準額合算（千円未満切捨）　×　税率（１．４％）　＝　税　額（百円未満切捨）

３．納付

例年、固定資産税の納税通知書は４月中旬に発送しています。

口座振替、現金納付、スマートフォン決裁アプリなどによりお納めください。原則として納期は年４回（４月、７月、１０月、２月の末日）となります。ただし、各納期限が土日祝日にあたる場合は、翌開庁日となります。）

納税には、便利な口座振替をおすすめします。詳しくは、妙高市市民税務課までお問い合わせください。

Ⅳ　償却資産申告書・種類別明細書の記入例

【1住所・2氏名】
住所・氏名を（屋号があれば屋号も）及び電話番号を記入する

【3個人番号又は法人番号】
以下を記入
個人の方・・・１２桁の個人番号（マイナンバー）
法人の方・・・１３桁の法人番号

【8短縮年数等の承認～14青色申告】
該当する項目を○で囲む
【15市（区）町村内における事業所等の資産の所在地～18備考】
15・・・償却資産の所在地をそれぞれ記入
16・・・借用資産の有無に○で囲み、貸主の名称を記入
17・・・事業所として使用している家屋の所有を○で囲む
18・・・該当する内容を○で囲む

【取得価格欄】
前年前に取得したもの（イ）
昨年までの申告に基づき、取得金額を印字済み（申告済の方）

前年中に減少したもの（ロ）
（イ）のうち、前年中に減少した資産の取得価額を記入

前年中に取得したもの（ハ）
今回新たに申告する資産、又は移動により受け入れた資産や申告に漏れていた資産について記入

受付印

令和 7 年 1 月 31 日
新潟県妙高市

令和 7 年度
償却資産申告書（償却資産課税台帳）

行政区 1 2 3　0123456

所有者
1 住所（又は納税通知書送付先）　〒 ○○○－○○○○　ミョウコウシサカエチョウ 妙高市栄町○番○号　電話（0255－72－○△□☆）
2 氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）　妙高テクニカル　株式会社　代表取締役　ミョウコウ ヤマタロウ 妙高　山太郎　様　（屋号　）

3 個人番号又は法人番号　1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
4 事業種目（資本金等の額）　製造業　（1 百万円）
5 事業開始年月　平成５ 年 １０ 月
6 この申告に応答する者の係及び氏名　妙高　山太郎　（電話 0255－72－○△□☆）
7 税理士等の氏名　税理　一郎　（電話 03－○○××－△△□□）

8 短縮耐用年数の承認　有・(無)
9 増加償却の届出　有・(無)
10非課税該当資産　有・(無)
11課税標準の特例　有・(無)
12特別償却又は圧縮記帳　有・(無)
13税務会計上の償却方法　(定率法)・定額法
14 青色申告　有・(無)

取得価額

資産の種類	前年前に取得したもの（イ）	前年中に減少したもの（ロ）	前年中に取得したもの（ハ）	計((イ)－(ロ)＋(ハ))（ニ）
1 構築物	1,000,000			1,000,000
2 機械及び装置	15,500,000	12,000,000	3,000,000	6,500,000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品	1,600,000			1,600,000
7 合計	18,100,000	12,000,000	3,000,000	9,100,000

資産の種類	評価額	決定価格	課税標準額
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合計			

この欄は、一般方式で申告される方は記載不要です。

15市(区)町村内における事業所等資産の所在地　①　妙高市工団町○番△号　②　③
16 借用資産　(有)・無　貸主の名称等　×○リース㈱
17 事業所用家屋の所有区分　(自己所有)・借家
18 備考(添付書類等)
◆ 該当する番号に○をつけてください
① 昨年の申告資産に増減なし
(②) 増加・減少資産あり
③ 該当資産なし
④ 廃業・解散・転出等（ 年 月 日）
⑤ 名称、住所変更等あり

※処理欄	受付日	内容確認	パンチ	入力確認
	控返送日			

新潟県妙高市

【異動区分】
該当の数字を○で囲む
なお、前年から変更のない場合は囲まない。

1　増加
2　訂正
3　減少
4　削除（誤って申告したものを減少させる場合）

【資産の種類】
資産の種類を確認し、以下の数字で記入する。

1　構築物
（建物付属設備含む）
2　機械及び装置
3　船舶
4　航空機
5　車両及び運搬具
6　工具、器具及び備品

【取得年月】
年号は以下の数字で記入し、取得の月までを記入する。

3　昭和
4　平成
5　令和

【耐用年数】
法人税及び所得税における法定耐用年数を記入

【取得金額】
当該資産の取得金額を記入

【増加事由】
該当する増加事由を以下の数字により記入
1　新品取得　　2　中古品取得
3　移動による受入　4　その他
※３の場合、摘要欄又は余白に移動前の所在地を記入してください。

「※削除」は誤って申告した資産を削除する場合の異動区分です。

所有者コード：0123456

令和　　年度　種類別明細書

所有者名：妙高テクニカル　株式会社

頁：1 / 2

異動区分 増加	訂正	減少	※削除	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号	年	月	取得価額	耐用年数	減価償却率	価格	課税標準の特例 率	コード	課税標準額	減少区分 1:全部 2:一部	増加事由	摘要
1	2	3	4	1		駐車場舗装工事	1	4	26	08	1 000 000	10	0.794	356 511	/		356 511	1・2		
1	2	3	4	2		小型除雪機	1	4	1 9	1 1	3 500 000	8	0.750	175 000	/		175 000	1・2		
1	2	(3)	4	2		~~ホイルローダー~~	~~1~~	~~4~~	~~2 1~~	~~0 1~~	~~12 000 000~~	~~8~~	~~0.750~~	600 000	/		600 000	(1)・2		
1	2	3	4	6		旋盤	1	4	1 9	0 8	200 000	2	0.316	10 000	/		10 000	1・2		
1	2	3	4	6		測定機器	1	4	2 0	0 1	1 000 000	5	0.631	500 000	/		500 000	1・2		
1	2	3	4	6		応接セット	1	4	20	1	400 000	8	0.750	20 000	/		20 000	1・2		
(1)	2	3	4	2		ホイルローダー（中古）	1	5		12	3 000 000	2	0.658	1 974 000	/		1 974 000	1・2	2	
1	2	3	4															1・2		
1	2	3	4															1・2		
1	2	3	4															1・2		
1	2	3	4												/			1・2		
1	2	3	4												/			1・2		
1	2	3	4												/			1・2		
1	2	3	4																	
1	2	3	4																	
1	2	3	4																	
1	2	3	4																	
1	2	3	4																	
1	2	3	4																	
1	2	3	4																	
1	2	3	4																	
1	2	3	4																	
1	2	3	4																	
						小計／合計					9 100 000									

この欄は、一般方式で申告される方は記載不要です。

【摘要】
以下に係る資産がある場合その旨を記入する
・非課税、特例該当資産
・課税標準の特例が適用される資産
・短縮耐用年数を適用している資産
・増加償却を行っている資産
・その他資産の価格決定について必要な事項がある場合や資産が増加した事由について特記すべき事項

← 該当する異動区分に○印をつけてください
資産の種類
1．構築物　2．機械及び装置　3．船舶
4．航空機　5．車両・運搬具　6．工具器具・備品
加除訂正は赤ボールペンを使用してください。

増加事由　1．新品取得　2．中古品取得　3．移動による受入れ　4．その他

新潟県妙高市

市税の申告は電子申告で

償却資産申告や給与支払報告書、法人市民税申告など各種税申告は、事務所・自宅に居ながらパソコンで申告ができる便利な電子申告（eLTAX：エルタックス）をご利用ください。

電子申告の対象となる主な申告・届出・納税

固定資産税 （償却資産）	個人住民税	法人市民税
●全資産申告 ●増加資産/減少資産申告　など	●給与支払報告 ●給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出　など	●中間申告 ●確定申告 ●修正申告　など

※eLTAX を活用することで、すべての市町村等に一度の操作で電子的に納税することが可能となりました。

対象税目は、個人住民税（特別徴収分）、法人市民税、法人県民税、法人事業税等となります。

電子申告を利用するために必要なものは？

税理士などに申告を依頼せず、事業所や個人で電子申告を利用する場合には、以下のものが必要となります。

①インターネットに接続できるパソコンとインターネット環境
②電子署名用の電子証明書（IC カード）、IC カードリーダライタ
③e-mail アドレスの取得

電子申告のメリットは？

①各種税申告を事務所や自宅から手続きすることができます。
②複数の市町村への提出が一括で処理できます。
③様々な申告書の作成支援が受けられるため、申告書がラクラク作成できます。

税理士事務所等に申告を依頼するときは電子申告のご利用をお勧めします

償却資産の申告などは、税理士が代理で電子申告することができます。税理士に申告を依頼する場合は、ぜひ電子申告をご利用ください。

電子申告について詳しくは eLTAX ホームページ（https://www.eltax.lta.go.jp）をご覧ください

電話による問い合わせ：ヘルプデスク　0570 - 081459　または 03 - 5521 - 0019

（受付時間 9:00～17:00　土日祝日、年末年始は除く）

お問い合わせは こ　ち　ら　へ	妙高市市民税務課課税グループ（償却資産担当） 〒９４４－８６８６ 新潟県妙高市栄町５番１号 ＴＥＬ　０２５５－７４－００１２（直通） ＦＡＸ　０２５５－７２－７６５９ E-mail　shiminzeimu@city.myoko.niigata.jp